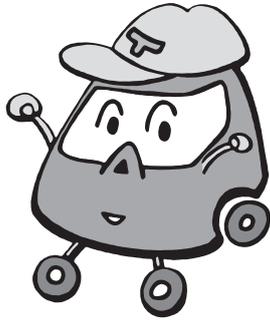


兵ト協ニュース

2008.10 No.267



播州清水寺(加東市)



もくじ

○ 行政からのお知らせ	
(警 察) 飲酒運転根絶キャンペーンへの協力について (依頼)	1
(兵庫県) 不正軽油は作らない、買わない、使わない!	2
(全ト協) 第48回「正しい運転・明るい輸送運動」実施計画	4
○ 事務局からのお知らせ	
運輸安全マネジメント研修会のご案内	8
平成20年度 整備管理者選任後研修のご案内	10
平成20年度兵庫県合同防災訓練が実施されました	11
全日本トラック協会が実施する第32回中央近代化基金融資 (NOx・排ガス無担保融資)の「追加公募」について	12
○ 青年部のページ	12
○ 陸災防のページ	13
○ 会員だより	20
○ 協会日誌	22



行政からのお知らせ



警察

この度、警察庁から全日本トラック協会に、下記の協力依頼がありました。10月中は警察による全国一斉の「飲酒運転根絶キャンペーン」が展開されますのでお知らせします。

(社)全日本トラック協会

会長 中西 英一郎 殿

飲酒運転根絶キャンペーンへの協力について（依頼）

拝啓 初秋の候 貴台にはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素から警察行政各般にわたり、格別の御理解と御協力を賜りますことに、厚く御礼を申し上げます。

さて、本年もこれまで全国の交通事故は減少傾向で推移しているところではありますが、特に、飲酒運転による交通事故は、昨年9月に飲酒運転及び周辺者に対する罰則を強化した改正道路交通法が施行された以降も大きく減少しており、これも関係団体等の皆様方の飲酒運転根絶に向けた取組みによるものと心より感謝を申し上げる次第であります。

しかしながら、本年7月末現在で飲酒死亡事故が160件発生しているなど、依然として飲酒運転による悲惨な事故は後を絶たない現状にあります。

飲酒運転を根絶するためには、飲酒運転抑止対策を継続して推進することが重要でありますことから、警察といたしましては、改正法の施行後1年を機として、本年10月中には全国一斉の飲酒運転根絶キャンペーンを展開することとし、集中的かつ効果的な広報啓発活動等を推進するとともに、指導取締りの徹底を図るよう、先般、各都道府県警察に指示をしたところであります。

つきましては、貴協会におかれましても、飲酒運転をめぐる諸情勢を御賢察いただき、都道府県警察及び関係業界等と共同でのキャンペーン活動を実施するなど、飲酒運転根絶に向けた取組みを積極的に推進されますとともに、都道府県警察からの要請・依頼に対して傘下団体・企業等にも御協力をいただけるよう、飲酒運転防止に引き続き御配慮を賜りたくお願いを申し上げます。

末筆ながら、貴協会の益々の御発展を祈念申し上げます。

敬具

平成20年9月3日

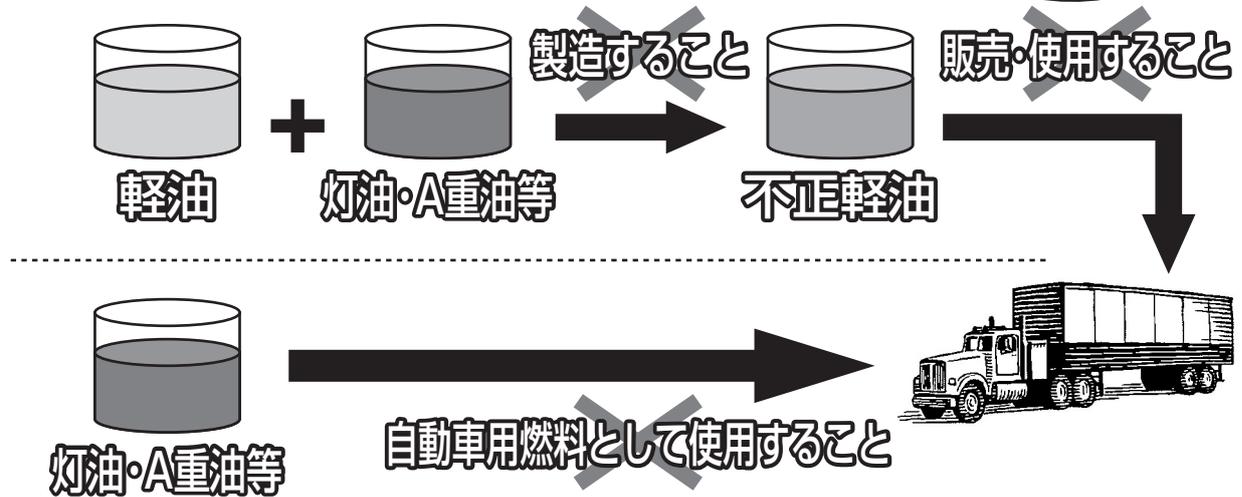
警察庁交通局長

東 川 一

不正軽油は作らない、買わない、使わない!

- 不正軽油とは、県の承認を受けずに、軽油に灯油や重油等を混ぜた油などを言い、これを作ること、買うこと、使うことは違法（罰則の適用があります）です。
- 安すぎる軽油は「不正軽油かも?」と気をつけてください。

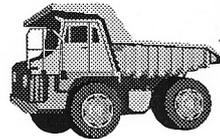
次の行為は
違法行為と
なります。



■不正軽油を使用すると

- エンジンの不具合・損傷の原因となります。
- 大気汚染の原因となる物質を増加させ、人体へ悪影響を及ぼします。
- 硫酸ピッチ等の不法投棄など環境汚染をまねく恐れがあります。
- 地方税法により、使用者も厳しく罰せられます。

大気汚染
(PM/NOx)
土壌汚染
有毒ガス



■不正軽油に関わる主な罰則

区分	項目	罰則	
		違反行為をした者に対する罰則	その者の属する法人に対する罰則
製造	製造等の承認を受ける義務違反	5年以下の懲役・500万円以下の罰金	3億円以下の罰金
保管・運搬・販売・購入	不正軽油と知って保管又は運搬、販売、購入した場合	2年以下の懲役・200万円以下の罰金	1億円以下の罰金

注意 - 近年、軽油の高騰のため、セルフSSにおいてトラック等に直接灯油を給油する事件が発生しています。これも、法令違反で1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を受けます。

■兵庫県の取組み■

兵庫県では、不正軽油撲滅のため警察、消防等の関係機関と協力して各種の施策を展開しています。

○ 不正軽油の早期発見、調査

- ①県発注の公共工事現場へ出入りする車両・重機
- ②路上走行中の車両
- ③事業所の地下タンク 等

から軽油を採取し、検査を実施しています。



軽油採取調査

- ・ 不正軽油の使用が発見された場合は、発注者である県関係部局からも不買指導を行うとともに、軽油引取税を課税するなどの措置を行います。
- ・ 罰則の強化に伴い、全国的にも不正軽油に関わる調査が強化されています。

○ 不正軽油の流通阻止

不正軽油購入者には不正軽油不買指導を、また不正軽油と知った上で購入した者には、法令違反により罰則を受けること等の周知に努めています。

○ 不正軽油製造、販売、使用等の摘発、告発

不正軽油が発見された場合は、直ちに購入者、販売業者の帳簿調査、流通経路調査等を実施し課税処分のほか、内容によっては告発します。

○ 関係機関との連携

行政と民間関係団体で構成する「不正軽油対策協議会」を設立し、不正軽油撲滅に向け「取り締まりの協力体制の構築」「情報交換等」に努めています。

■BDF（バイオディーゼル燃料）と軽油引取税について■

ディーゼル燃料としてBDF100%を使用される場合は軽油引取税の対象とならないところですが、BDFに軽油等を混和し、製造・販売・消費する場合、軽油引取税の納税義務が生じます。詳しくは、県税事務所へお問い合わせ、または下記の兵庫県ホームページをご参照ください。

兵庫県ホームページ：http://web.pref.hyogo.lg.jp/pa04/pa04_00000060.html

■不正軽油ホットライン

TEL：078-361-8593（兵庫県 税務課 不正軽油特別対策官）

TEL：078-361-8528（神戸県税事務所 軽油調査課）



第48回「正しい運転・明るい輸送運動」実施計画

平成20年9月
社団法人全日本トラック協会

1. 目的

この運動は、交通事故防止、交通公害防止及び輸送秩序の確立により、円滑な輸送の達成を図り、もって利用者の輸送ニーズ等の社会的要請に応えることを目的に年末年始の輸送繁忙期において実施する。

2. 準備期間

平成20年10月16日(木)から平成20年11月15日(土)まで。

3. 運動期間

平成20年11月16日(日)から平成21年1月10日(土)まで。

4. 主催

全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）並びに都道府県トラック協会（以下「県ト協」という。）

5. 後援・指導

国土交通省、警察庁の後援を得て、関係機関の指導を仰ぐものとする。

6. 実施事項

本運動の目的を達成するため、交通事故防止、交通公害防止及び輸送秩序の確立を主軸とした次の実施事項（実施項目及び着眼）を事業所ごとに事業主、管理者、従業員等が一体となって実行する。

(1) 交通事故防止

①. 運行管理の徹底

(ア) 的確な点呼の実施

点呼の際に運転者の飲酒・疾病・疲労等の健康状態、服装、及び車両点検の実施結果等を確認する。また、事前に道路、交通、気象状況等を把握し、点呼時にそれらに関する必要な注意事項について適切に指示する。

特に、補助者による点呼実施時には徹底を図る。

(イ) 飲酒運転防止の徹底

飲酒運転撲滅対策を強力に推進するため、飲酒運転に対する意識改革を高めるとともに、アルコール検知器の効果的活用等飲酒運転防止対策マニュアルに基づく措置を着実に実施する。

(ウ) 過労運転の防止

a. 適切な運行計画及び乗務割を作成する。作成にあたっては、「自動車運転者の労働時

間等の改善のための基準」を遵守するとともに、運転者の勤務状況を確実に把握し、過労等に十分注意して運転者の交通労働災害を防止する。

b. 作成した運行計画はできる限り早期に運転者に明示し、体調を整えさせること。

(エ) 運転者の管理

a. 安全運転に係る社内規程等の内容について再確認をさせ周知徹底を図る。

b. 運転者の運転技能、運転適性、健康状態、身上等の把握に努めるとともに、運行計画等の作成にあたっては、把握した状況を適切に活用すること。

c. 疲労、病気、家庭事情等により、乗務困難な運転者の出現に備え、運転交替要員を予め指名する。

d. 事故の記録・運転者台帳の作成・保存を行い、運転者の適切な管理に努める。

e. 特定の運転者に対しては、国土交通大臣が告示で定めるところによる、特別な指導と特定診断を受診させるよう周知する。

(オ) 過積載防止の徹底

過積載は、法令違反であることはもとより、操縦性が不安定となる。また、ブレーキの使用方法によっては、フェード現象を誘発することもあり、大変危険である。更に、重量違反車両の通行による道路構造への影響が指摘されていることから、運行管理者、運転者共に、積載品、積載重量、積載方法等を確認し、過積載とならないよう十分注意する。

(カ) 危険物輸送の安全確保

a. 積載貨物に応じて、高圧ガス保安法、消防法、火薬類取締法、毒物及び劇物取締法、核燃料物質等車両運搬規則、放射性同位元素等車両運搬規則等の運搬に関する諸法令を遵守する。

b. 危険物等の輸送の引き受けに際しては、危険物等の性状、異常時の措置及び防護器材の要否その他安全輸送に必要な情報を荷主から得た上で適正な運行計画を作成する。

特にコンテナ等については、必ず危険物等の収納の有無を確認する。

c. 乗務前の運転者に対する点呼時には、当該貨物が危険物であること及びその性状、異常時の連絡体制、通行経路の確認その他安全輸送に必要な注意及び指示を確実に行う。

また、関係省庁の指導の下に発行している日本化学工業協会会員会社の製造する化学製品についての緊急連絡カード（イエローカード）を携行させるとともに、緊急時において、これを活用できるよう日常的教育訓練を徹底する。

d. 運転者は運行前に必ず、標識、表示、消火器、固縛状態等が的確であるかどうかの確認の励行を期すとともに、特に、警察庁が11月の1ヶ月間実施する「危険物運搬車両の指導取締り」期間には、危険物車両の安全運行に万全の体制を講じる。

(キ) 国際海上コンテナを積載したトレーラ運行の適正化

国際海上コンテナを積載し、トレーラを運行する場合には、関係法令で定める許可（制限外積載許可または特殊車両通行許可）の取得状況及び許可事項の確認を行い、運行の適正化を図る。

(ク) 運輸安全マネジメントの導入促進

輸送の安全確保が最も重要であるという意識を経営トップから現場の運転者まで浸透させるため、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう安全意識の高揚を図る。

(ケ) 車両の管理

a. 運行車両は定期点検・整備及び日常点検を確実に実施する。特に大型車両車輪脱落事故の防止のため、自動車点検基準にもとづき、ディスク・ホイールの取付状況等の確認

を徹底する。

- b. 運転手から車両不備の報告を受けた場合は速やかに修復措置を講ずる。また、故障等の発生に備え、代替車両を予め計画しておく。
- c. 年末年始時期は、降雪、凍結期となるので、冬期用タイヤとの交換、タイヤチェーンの整備、滑り止め対策等の措置を早目に講ずる。なお、タイヤ交換時には、規定トルクでホイール・ナットを締め付けること、誤組みをしないこと等の注意事項に留意する。
- d. 無車検車両、無保険車両は運行しない。
- e. 過積載を助長する不正改造及び大型車の速度抑制装置（スピードリミッター）不正改造は絶対に行わない。また、安全運行の妨げとなる装飾板、着色フィルム等の取り付けについても禁止させるように徹底する。

②. 安全運転の徹底

(ア) 追突の防止

一般道路・高速道路での追突死亡事故が多発していることから、同種の事故の防止についての指導を徹底させる。

- a. 定められた最高速度を厳守する。

特に年末年始は、交通量の増加と降雪、凍結等による路面変化が予想される時期でもあるので、交通、道路、気象等の状況を確認し、これらの状況に適応した安全速度で走行する。

- b. 十分な車間距離を保持する。

特に高速道路においては、前走車への無理な追従走行や割込みはしない。

- c. 脇見運転、漫然（ボンヤリ）運転をしない。

特に高速道路においては、常に先行車の挙動や道路状況に十分注意し、これに適応した運転操作を励行する。

- d. 運転中は、携帯電話等を使用しない。やむを得ず使用する場合には、安全な場所に停車し使用する。

(イ) 飲酒運転等の厳禁

酒気帯び・飲酒運転又は覚醒剤の使用は絶対行わない。特に年末年始は飲酒の機会も多いと思われるが自己管理を徹底させ、飲酒の際は残留アルコールにより翌日飲酒運転となることのないよう飲酒量及び飲酒時間に十分注意する。

(ウ) 歩行者等の保護

歩行者及び自転車利用者（特に子どもと高齢者）の、安全を確保する。特に年末年始は人出が多いため、十分な注意が必要である。危険が予測される場合は減速運転を励行するとともに、夕暮れ時と夜間時の走行には、特に注意をするよう徹底する。

(エ) 交差点における事故防止

交差点では十分注意して徐行する。特に右左折時は安全を十分確認し必ず徐行するとともに特に子どもと高齢者の歩行者や自転車利用者の通行に十分注意する。

また、大型車が左折する際は、内輪差及び死角を念頭にいれ、巻き込み事故を起こさないよう慎重に運転する。

(オ) 追越し時の注意

前・後方の交通及び道路状況について安全を十分確認してから行う。

(カ) 居眠り運転の防止

運転中、眠くなったら、速やかに近傍休憩施設において休憩、休息をとる。

(キ) タンクローリーの横転防止

タンクローリーの運転に際しては、積荷が流体であるため片寄りが生じることや積荷により重心が高くなるなど車両特性をしっかりと理解して、横転を防ぐためにカーブ時の減速運転の徹底、ハンドルやブレーキ操作に十分注意するなどより慎重な運転を徹底する。

(ク) 保安基準緩和車両の通行条件厳守

保安基準の緩和を受けた大型車の運転に際しては、関係法令に定める許可条件（特殊車両通行許可、制限外積載許可）で指定された通行経路、通行時間帯、通行条件等を厳守して運行する。

(ケ) その他の安全運転

- a. 踏切道では、必ず停車して安全確認後通過する。
- b. 運転時は、シートベルトを必ず着用する。
- c. 鉄道高架橋下のトンネル等高さ制限のある場所の通行に際しては、積載物の高さを確認のうえ、指示された運行経路を運行する。
- d. 荷崩れ防止のため、固縛・積付けは適切な方法で行い、輸送途中も随時点検する。

(コ) 運行上の違法駐車対策

貨物の積卸しに必要な駐車スペースが不足していることから、積卸し時間の短縮化、積卸しの効率化等を図り、荷主等関係者にも駐車スペースの確保、積卸し時間の短縮化、積卸しの効率化等について協力を依頼し、違法駐車対策を推進する。

(サ) 運転マナーと技量の向上

正しい運転は、交通法令の遵守（交通ルール）はもちろんのこと、思いやりと譲り合いの気持ちをもった運転マナーと車両の正しい取扱いによって得られる。このため、運転者は人にやさしい運転を心がけ、交通法令等を熟読理解するとともに、当該車両取扱説明書に基づき、正しい車両の取扱いに習熟し、安全運転の確保を念頭において運転する。

(2) 交通公害の防止

①. 車両騒音等への対処

(ア) 過積載をしない。また、定められた最高速度を超え走行しない。

(イ) 窒素酸化物等の排出量の少ない最新の排出ガス規制適合車への代替促進・低公害車の導入促進を図る。

(ウ) CO₂の排出量削減を図るため、エコドライブの推進に努めるとともに、休憩・仮眠中のアイドリングストップの実践を心がける。

②. ディーゼル黒煙低減

(ア) 保有車両について、エア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプを重点とした点検・整備を自主的に実施する。

③. 地域住民に対する深夜、早朝の騒音防止

(ア) 暖気運転は静かにアイドリングを行い、水温計が少しでも動いたら完了する。

(イ) 駐車する場合はエンジンを停止する。

(ウ) 走行する場合は、指定の車両通行帯及び通行時間を厳守する。

事務局からのお知らせ

〈運輸安全マネジメント研修会のご案内〉

昨今、特に平成17年には鉄道や自動車などの公共輸送機関において重大事故が続発し、公共輸送機関の安心性に対する信頼が揺らいだことから、安全性の信頼回復を図るため、運輸安全一括法が平成18年3月に成立し、同年10月からの施行により安全性の信頼回復に取り組むこととなりました。

運輸安全一括法は、陸・海・空すべての運輸事業者には輸送の安全対策、安全確保の義務付けを強化するもので、事業者の経営トップから現場までが一丸となり安全マネジメント態勢を構築することと、その実施状況を行政が評価する仕組みを導入することで、輸送の安全対策を総合的に推進し、安全性の向上（スパイラルアップ）を図っていくものです。

トラック運送業界において大多数を占める中小規模事業者にあっては、平成19年4月1日から運輸安全マネジメントの実施が求められるため、同マネジメントに対する関心が高まっています。

つきましては、標記説明会を下記のとおり開催することとなりましたので、ご案内申し上げます。

なお、出席される方は、申込書別紙をコピーしてご使用いただき、10月14日（火）までに適正化事業部 FAX 078-882-5565 にお申し込み下さい。

記

§ 講習会

『安全マネジメントシステムの構築について』

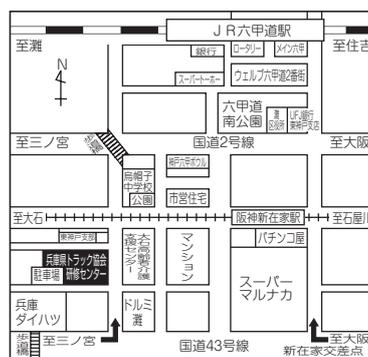
講師：独立法人自動車事故対策機構 兵庫支所
チーフ 牧 克 昭 氏

【神戸会場】

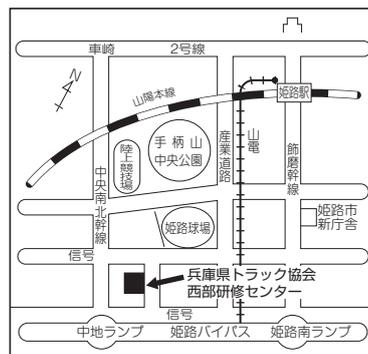
日 時 平成20年10月16日（木） 13時30分から
場 所 兵庫県トラック協会研修センター
3階大会議室
神戸市灘区大石東町2-4-27
TEL 078-882-5556

【姫路会場】

日 時 平成20年10月17日（金） 13時30分から
場 所 兵庫県トラック協会西部研修センター
2階大会議室
姫路市中地字村東26-1
TEL 079-294-0797



JR六甲道駅から
徒歩約10分、
阪神電鉄新在家
から徒歩約5分
の距離です。



姫路バイパス中地
ランブからバイパス
北側道路を東へ
100メートル、信号
を左折。

★両会場ともなるべく公共の交通機関をご利用ください。

『運輸安全マネジメント研修会』申込書

(社)兵庫県トラック協会
適正化事業部宛
(078-882-5565)

※申込み会場に○印を付けて下さい

◎10月16日(木) 13:30~神戸会場 ()

◎10月17日(金) 13:30~姫路会場 ()

会 社 名 _____

電 話 番 号 _____

参 加 者 名 _____

支 部 名 _____

〈平成20年度 整備管理者選任後研修のご案内〉

下記のとおり、平成20年度整備管理者選任後研修が開催されますので、受講の対象となる整備管理者は必ず受講してください。

1. 目的

車両管理についての関係法令及び通達等に対する理解を深め、車両の安全性の確保と公害防止を図るとともに自動車の合理的な使用管理を行うことを目的とする。

2. 研修対象者

平成20年4月1日現在、自動車運送事業者が選任している整備管理者で、昨年度に受講されていない方を対象とする。(毎年受講を希望される方は、この限りではありません。)

3. 研修内容

- (1) タイヤ脱落等、近年の事故事例に関する事項について
- (2) 法令改正等に伴う整備管理者制度に関する事項について
- (3) 自動車の技術進歩、使用実態の変化及び法令改正等に伴う車両管理手法等に関する事項について
- (4) その他整備管理者に対する必要な事項について

4. 終了証明等

自動車整備士技能者手帳等若しくはこれに類する手帳の証明欄による証明

5. 申込方法

同封の申込書をコピーし、ご記入の上、平成20年11月10日までに、トラック協会適正化事業部あてFAX(078-882-5565)にてお申し込みください。折返し資料引換券(ハガキ)を送付いたします。

※各会場とも定員に達し次第締め切らせていただき、他の開催日に変更いただく場合があります。

6. 受講料

トラック協会が負担いたします。

7. 当日必要なもの

資料引換券(ハガキ)、筆記用具、整備士手帳または整備管理者手帳(今回は初めての方、手帳を紛失した方、終了記入欄が無くなった方は、申込書の手帳交付を希望するを○で囲んでお申し込みください。当日、整備管理者手帳を交付いたします。)

8. 日時及び場所等(次の6開催のうち、いずれかの会場で受講してください。)

	開催日	受付時間	研修時間	開催場所	定員
第1回	平成20年11月14日(金)	13:00~	13:30~16:00	和田山ジュピターホール	60名
第2回	平成20年11月19日(水)	13:00~	13:30~16:00	姫路市勤労市民会館	200名
第3回	平成20年11月26日(水)	13:00~	13:30~16:00	兵庫県農業会館	200名
第4回	平成21年1月21日(水)	13:00~	13:30~16:00	姫路市勤労市民会館	200名
第5回	平成21年1月29日(木)	13:00~	13:30~16:00	兵庫県農業会館	200名
第6回	平成21年2月17日(火)	13:00~	13:30~16:00	兵庫県農業会館	200名

和田山ジュピターホール・・・朝来市和田山玉置877-1 (TEL) 079-672-1000

姫路市勤労市民会館・・・・・・姫路市中地354 (TEL) 079-298-3331

兵庫県農業会館・・・・・・神戸市中央区海岸通1 (TEL) 078-333-5951

9. お問い合わせ (社)兵庫県トラック協会 適正化事業部

TEL 078-882-5556 FAX 078-882-5565

〈平成20年度兵庫県合同防災訓練が実施されました〉

日 時 平成20年 8月30日(土) 9:30から12:30

場 所 西宮市 甲子園浜「阪神南広域防災拠点及びその周辺」

【訓練想定】

海岸膨張施設が機能しない場合、津波被害が発生すると予想される西宮市今津・甲子園地区で、自主防災組織等地域住民の参加のもとに体験型の実践的訓練、防災関係機関による阪神南広域防災拠点のヘリポート、岸壁、備蓄倉庫等の各種機能を活用した訓練を実施する。

兵ト協は救援物資の陸送訓練に参画

参加車両：2トン 1台（第一運輸作業(株)）



備蓄倉庫から地元高校生の手伝いで物資を積み込みました。



避難所に物資を届け、すばやく降ろします。



瓦礫の下から被災者を救出



けが人を手当とする訓練

〈全日本トラック協会が実施する第32回中央近代化基金融資 (NOx・排ガス無担保融資)の「追加公募」について〉

標記について、次のとおり「追加公募」されますのでお知らせいたします。
 なお、申込書等関係書類を必要とされる方は、経理部〔本岡〕までご連絡ください。

第32回中央近代化基金融資（追加公募）期間等一覧表

区 分	公 募 期 間	推 薦 期 限	推 薦 決 定 予 定 日
NOx・排ガス無担保融資 (公募枠 8億円)	20.10.1 ～ 20.11.28	平成20年12月5日	平成20年12月12日

- 1 融資対象事業 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年法律第70号…自動車NOx・PM法）に基づく排出基準に適合しない車両を当該基準に適合する車両に代替するために要する資金
- 2 融資限度額 1事業者 2千万円
- 3 融資利率 NOx・排ガス融資の所定の利率に1.35%を加算した利率
- 4 利子補給率 年 1.2%
- 5 取扱金融機関 商工中金本支店



青年部協議会（兵青協）第13回チャリティゴルフコンペを開催

9月21日（日）、小野グランドカントリークラブ（小野市中谷町）において、第13回チャリティゴルフコンペを132名のご参加をいただき開催いたしました。

当日は、あいにく朝から雨が降り、また昼からは雷雨で2度プレーが中断するなど、悪天候の中でのプレーにもかかわらずチャリティにご参加くださいました皆様の暖かいご協力の結果、243千円もの募金をいただきまして無事終えることが出来ました。

このチャリティ募金は、兵青協が責任を持ってお預かりし、今後のチャリティ活動に有効に活用させていただきます。

最後になりましたが、ご参加くださいました皆様、また兵青協役員、各支部青年部の方々に對し、厚くお礼申し上げます。





問い合わせ先

陸運労災防止協会 兵庫県支部
(兵庫県トラック協会内)
電話 078-882-5556

兵労発基第706の2号
平成20年7月28日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
兵庫県支部支部長 殿

兵庫労働局長

健康づくり・快適職場推進月間の実施について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、労働行政の運営につきまして、格別のご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、近年の産業構造の変化及び高齢化の進展等労働者を取り巻く労働環境が著しく変化する中で、一般健康診断の結果における有所見率が50%に達し、さらにはメタボリックシンドロームの因子をかかえる労働者が増加しています。

また、仕事や職場生活に不安や悩み、ストレスを感じる労働者の割合は6割を越えており、業務によるストレスなどにより精神障害を発症する事案が増加しています。

このような状況の中で、当局では、毎年10月を「健康づくり・快適職場推進月間」に設定し、別添のとおり「健康づくり・快適職場推進月間実施要綱」を定めて、労働者の健康保持増進措置及び快適な職場環境の形成促進を図ることとしております。

つきましては、貴職におかれましても本月間の趣旨を十分にご理解いただき、別添の実施要綱の中、「関係労働災害防止団体が実施する事項」を適切に実施するための計画の策定及び傘下会員事業場に対する同実施要綱の周知広報につき、格別のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成20年度 快適職場・健康づくり推進月間実施要綱

兵庫労働局

第1 趣旨

近年の産業構造の変化、高齢化の進展等労働者を取り巻く環境が変化する中で、一般定期健康診断の結果、脳・心臓疾患につながる所見を始めとして何らかの所見を有する労働者の割合が5割に達し、さらにはメタボリックシンドロームの因子をかかえる労働者が増加している。

また、現下の厳しい経済情勢の中で、仕事や職場生活に関する強い不安、悩み及びストレスを感じる労働者の割合は6割を超えており、業務によるストレスなどにより精神障害を発症する事案が増加している。

さらに、高齢労働者の割合が増加し、加齢に伴う疾病や労働災害の防止も重要な課題となってきた。

このような状況を踏まえ、各事業場においては労働者の心身両面にわたる総合的な健康保持増進活動（心とからだの健康づくり。以下、「THP」という。）と働きやすい快適な職場環境の実現に対する積極的な取り組みが求められている。

このため、兵庫労働局では、全国労働衛生週間の期間を含む10月の1か月間を「快適職場・健康づくり推進月間」として設定し、事業者を含む関係者が一体となって、次の取り組みを集中的に推進することとする。

- 1 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年9月1日付け健康保持増進のための指針公示第1号。以下、「THP指針」という。）及び「兵庫働くひとのステップアップ健康づくり指針」（平成11年9月17日付け兵庫労働基準局策定。以下、「ステップアップ5」という。）に基づくTHPの推進
- 2 「事業者が講ずべき快適な職場環境を形成するための措置に関する指針」（平成4年7月1日付け労働省告示第59号。以下、「快適職場指針」という。）に基づく快適な職場環境の形成促進

第2 実施期間

平成20年10月1日から平成20年10月31日までとする。

第3 主唱者・協賛団体

- (1) 主唱者
兵庫労働局
県下各労働基準監督署
- (2) 協賛団体
社兵庫労働基準連合会
兵庫快適職場推進センター
兵庫産業保健推進センター
兵庫THP推進機関協議会

第4 重点目標及び実施事項

[健康づくり関係]

1 重点目標

- (1) 「THP指針」に基づいた内容の計画的な実施を図ること。
- (2) 安全衛生マネジメントシステムの考え方を基に策定した「ステップアップ5」の周知と普及促進を図ること。

- (3) 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（平成18年3月31日付け基発第0331001号。以下、「メンタルヘルス指針」という。）の周知を中心に、事業場におけるメンタルヘルス対策の推進を図ること。
- (4) 法定健康診断の完全実施とその健康診断結果に基づく労働者への適切な事後措置の実施を図ること。
- (5) スタッフの養成等も含めた健康づくり推進体制の確立を図ること。
- (6) 「兵庫快適職場・健康づくり推進大会」へ積極的に参加すること。

2 事業者が実施する事項

- (1) 事業場全体や職場規模単位の健康づくり計画を策定すること。また既に策定済の計画については、その計画の進捗状況を確認して必要な見直し・改善を図ること。
- (2) 法定健康診断を完全実施すること。また、その結果に基づく有所見者への事後措置の徹底を図ること。
- (3) 事業場の実情に応じて実施可能な運動等による健康づくりの実践活動（例えばウォーキング運動・職場体操）や腰痛予防対策等に取り組むこと。
- (4) 事業場における健康づくり専門委員会の設置を進める等、健康保持増進体制を確立すること。
- (5) 継続的なTHP推進のために必要な人材の確保や設備の整備を図ること。
- (6) 健康教育、健康相談・こころの相談（ストレス対策としての心理相談）等の制度的な実施を図ること。
- (7) 「メンタルヘルス指針」に基づくメンタルヘルスケアの実施を図ること。また、「メンタルヘルス対策支援事業」の内容等についての理解に努めること。
- (8) 「ステップアップ5」に基づく事業場の健康づくり活動状況の数値評価・段階評価を試みること。
- (9) 「兵庫快適職場・健康づくり推進大会」及び上記関係労働災害防止団体等が実施する研修会やセミナー等の健康づくりのための行事に参加する他、その他自主的な企画に努めること。

[快適職場づくり関係]

1 重点目標

- (1) 「快適職場指針」に基づき次の事項について職場環境を見直し、その結果に基づいて快適職場推進計画を作成すること。
 - ① 作業場所における空気環境、温度、照明、騒音等作業環境の快適な状態の維持管理
 - ② 不自然な姿勢での作業の改善等作業方法の改善
 - ③ 休憩室等の心身の疲労の回復を図るための施設・設備の設置
 - ④ 洗面所、更衣室等の職場生活において必要となる施設・設備の使用に際しての快適な状態の維持管理
- (2) 快適職場推進計画に基づく改善を図ること。
- (3) 特に、継続事業における快適職場推進計画の積極的な認定申請を図ること。
- (4) 「兵庫快適職場・健康づくり推進大会」へ積極的に参加すること。

2 事業者が実施する事項

- (1) 経営首脳による職場巡回を実施し、「快適職場指針」に基づく職場環境の見直し、快適職場推進計画の作成、推進計画の積極的な認定申請及び推進計画に基づく改善を行うこと。
- (2) 立て看板、ポスターを掲示すること。
- (3) 標語、快適職場改善提案等を募集すること。
- (4) 「兵庫快適職場・健康づくり推進大会」及び上記関係労働災害防止団体等が実施する研修会やセミナー等の快適職場づくりのための行事に参加するほか、自主的な企画に努めること。

講習会のお知らせ

◎ フォークリフト運転技能講習会（31時間講習）

1. 講習日時・会場

学 科	講習日	平成20年11月13日(木) 9時～ 8時45分受付
	会場	(社)兵庫県トラック協会 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 ※駐車場：無（公共交通機関を利用して下さい）
実 技	講習日	平成20年11月16日(日) 9時～ 8時45分受付 11月23日(日) 9時～ 11月24日(月) 9時～
	会場	神戸港湾教育訓練協会 神戸市中央区港島8-11-3 ※駐車場：有

2. 受講料

	受講料	テキスト代	合計	受講資格
兵ト協 会 員	32,000円	陸災防兵庫 県支部負担	32,000円	普通自動車運転免許を 有し、満18歳以上の方。
非会員	32,000円	1,400円	33,400円	

※最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転（道交法による道路上を走行させる運転を除く）の業務には、都道府県労働局長の登録教習機関で技能講習を修了した方でなければ就業できません。

3. 申込要領

- (1) 陸運労災防止協会兵庫県支部事務局へ定員枠の空き状況を電話で確認の上、同封の受講申込書に受講料と顔写真2枚（証明写真縦3.5cm、横2.5cm、裏面に氏名記入）、顔写真については、1枚を受講申込書に貼付し、1枚を添えて下記にお持ちいただくか、又は、現金書留で郵送して下さい。

※持参される場合の受付時間は、9時～16時（12時～13時は除く）。

(申込先)

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内
陸運労災防止協会兵庫県支部
電話 (078) 882-5556

- (2) 納入された受講料は、受講票を発行（講習日の一週間前に所属事業所に郵送）した後は、一切返金いたしません。
- (3) 1社2名以内に限らせて頂きます。
- (4) 受付期間 10月6日(月)～24日(金) ※定員枠の予約についても10月6日以降受付ただし、期間にかかわらず定員（50名）に達ししだい締め切ります。

4. 修了証

法定の講習時間を受講し、学科実技共、修了試験に合格した方には修了証を交付いたします。

4日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

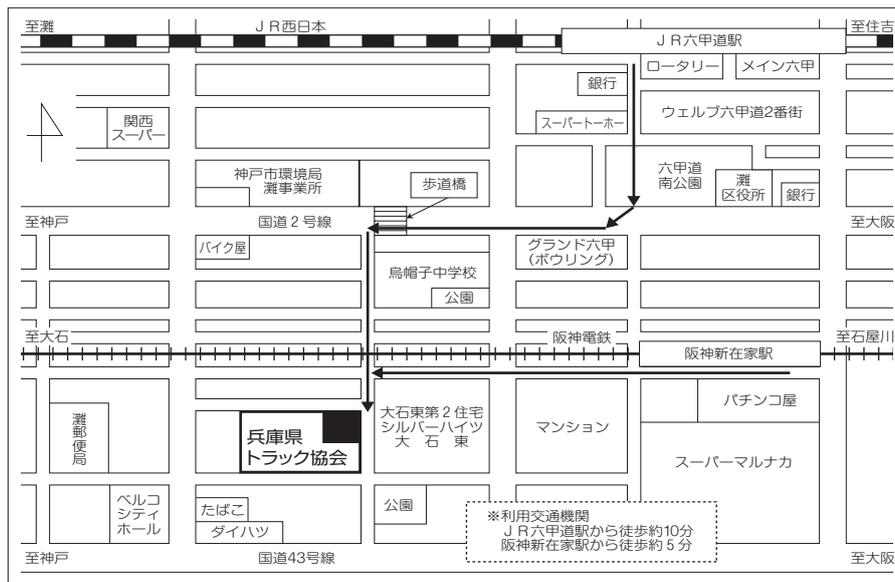
5. 持 参 品

学科講習日：受講票・筆記具（えんぴつ・消しゴム）

実技講習日：受講票・ヘルメット・安全靴・作業服（長そで：運転の際は長そでで行います）・カッパ（雨天の場合でも実施致します）

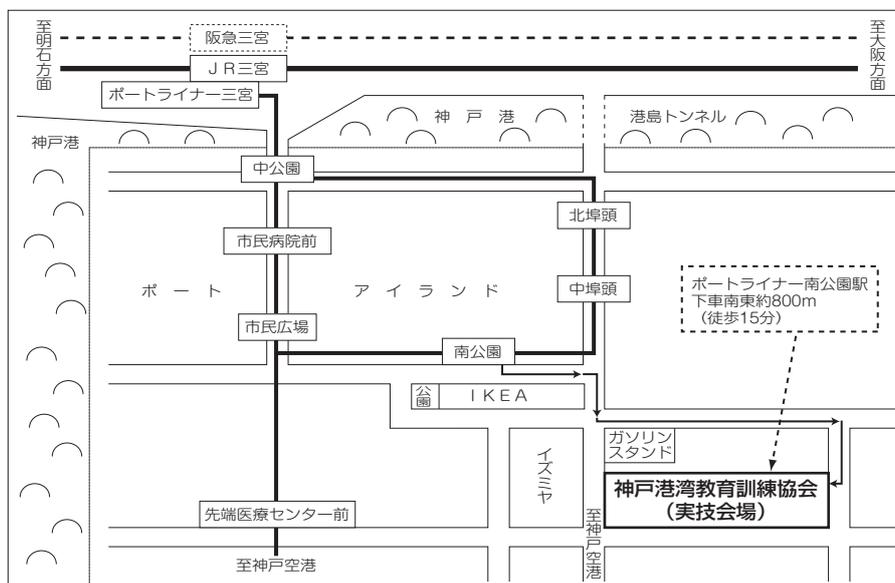
フォークリフト学科会場 （社）兵庫県トラック協会

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号
TEL (078) 882-5556



フォークリフト実技会場 神戸港湾教育訓練協会

神戸市中央区港島8-11-3



受講申込書
フォークリフト運転技能講習会
修了証台帳

証明写真を
貼付して下
さい。
縦 3.5cm
横 2.5cm

ふりがな		性別		※
氏名		男・女	修了証 番号	
生年月日	昭和 年 月 日生	交付年月日		※
現住所 (修了証に載ります)	〒 電話		本籍	都道府県
勤務先	所在地	〒 電話		
	名称			
所持する自動車 運転免許証	1. 大型特殊(カタピラ限定なし) 2. 大 型 3. 中 型 4. 普 通 5. 大型特殊(カタピラ限定付) (注)所持する免許に○を付けて下さい。		免許証番号	
			取得年月日	年 月 日
			発行者	公安委員会
ここに自動車運転免許証のコピーを貼付して下さい。			平成 年 月 日	
			受講者氏名 _____ (印)	
書替・再交付年月日	※ 年 月 日			

(注) ※以外は申込者において全部記載すること。

ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為にのみ使用します。

燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表（平成20年8月末現在）

（単位：円／ℓ）

区分 元売名	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
	平 均	平 均	平 均	平 均
新 日 本	142.96	147.05	148.63	147.48
出 光	143.34	146.40	149.88	155.00
J エナジー	144.70			153.40
コ ス モ	143.18	143.18	153.30	152.88
昭和シェル	143.40			145.90
モ ー ビ ル	139.65		152.00	145.50
エ ッ ソ	140.48		143.10	155.00
そ の 他	141.64	144.23	146.50	156.67
総 計	142.33	144.81	149.62	151.40
20 ／ 7	全国平均	調 査 な し	143.56	144.93
	近畿平均		144.76	146.21

兵ト協
調 べ

全ト協
調 べ

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円／ℓ）

区分 集計月	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
	平 均	平 均	平 均	平 均
平成19年9月	96.85	99.56	104.93	104.92
平成19年10月	95.22	98.85	104.89	104.71
平成19年11月	98.12	100.36	105.51	105.50
平成19年12月	103.62	105.64	110.25	109.35
平成20年1月	108.92	109.54	115.59	112.89
平成20年2月	108.67	110.60	115.41	115.39
平成20年3月	107.25	110.08	116.32	113.82
平成20年4月	108.91	111.03	115.66	115.86
平成20年5月	95.13	99.70	101.23	104.12
平成20年6月	120.40	117.17	124.60	125.10
平成20年7月	131.75	130.94	136.58	139.02
平成20年8月	141.78	137.33	145.54	146.38
平成20年9月	142.33	144.81	149.62	151.40
年 間 総 計	112.23	113.51	118.93	119.11

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

“軽油は兵庫県下で買いましょう”
（県からの補助金に大きく影響します）

会 員 だ よ り

入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先
20.8.28	東 部	一般	(有) アイリ コーポレーション	豊 川 里 志	〒664-0028 伊丹市西野5丁目269番地 ☎ 072-787-7557 FAX 072-770-3381
9.2	西 宮	一般	ロジテム トランスポート(株)	根 津 茂	〒662-0934 西宮市西宮浜3-2-1 ☎ 0798-37-2350 FAX 0798-37-2351
9.3	丹 有	利用	(有) 友 和	鈴 木 義 之	〒651-1321 神戸市北区有野台9丁目6-2 ☎ 078-995-3919 FAX 078-995-4019
9.9	東 部	一般 利用	(有) 南 星 工 業	昇 重 伸	〒660-0085 尼崎市元浜町5丁目85-3 ☎ 06-6430-0377 FAX 06-6430-0388
9.9	東 部	一般 利用	(有) エ ー ス コーポレーション	森 中 隆 法	〒663-8114 西宮市上甲子園5-1-1 ☎ 0798-34-9800 FAX 0798-34-9100
9.10	東 部	一般 利用	(株) ト ー タ ル テクノサービス	渡 邊 康 博	〒664-0020 伊丹市寺本東2-9-16-103 ☎ 072-768-7017 FAX 072-768-7018

退会届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	備 考
20.8.26	西神戸	一般	(株) 幸 栄	長谷川 義 満	事業廃止
8.28	神 戸 中 央	一般	(有) な し 陸 運	田 中 繁 樹	事業廃止
8.28	西神戸	一般	互 興 運 送 (株)	大 西 政 幸	事業廃止
9.2	兵 庫	一般	瑞 穂 商 事 (株)	宮 崎 賢 治	兵庫県廃止
9.5	北 播	一般	両 備 ト ラ ン ス ポ ー ト 大 阪 (株)	小 嶋 光 信	兵庫県廃止
9.16	西 播	一般 利用	(有) 春 名 物 流	春 名 清 吾	事業廃止
9.19	神 戸 中 央	一般 利用	大 阪 航 空 サ ー ビ ス (株)	鈴 木 正 紀	都合により

変更届

届出年月日	会員名簿 ページ数	変更事項	(旧)	(新)
20.8.20	P.10	代 表 者	(株) ス ミ リ ク 谷 順 三	江 川 寛
8.26	P.69	住 所 TEL・FAX	(有) 夢 前 陸 運 神戸市東灘区向洋町東3丁目8-13 ☎ 078-858-9439 FAX 078-858-6599	〒650-0045 神戸市中央区港島9丁目2-10 ☎ 078-302-6661 FAX 078-302-6691
8.29	P212	住 所	(有) 高 島 建 材 淡路市岩屋2126-1	〒656-1721 淡路市野島藁浦165-4
9.1	P.2	住 所	(株) 石 原 商 事 川西市加茂2丁目19-18	〒664-0006 伊丹市鴻池6丁目30-20
9.3	P.187	住 所	(株) 藤 商 たつの市揖西町土師1丁目13	〒679-4016 たつの市揖西町南山3丁目27
9.3	P.48	代 表 者	藤原生コン運送(株) 山 口 昇	藤 原 輝 之
9.9	P.97	代 表 者	兵協生コンクリート(株) 岩 森 正 彦	守 本 浩
9.16	P.47	代 表 者	(株) テ ル 運 輸 脇 水 照 彦	脇 水 一 臣

かなしみ

年月日	支部名	氏 名	会 社 名
20.8.7	西神戸	石 川 退 助 様	(株) 西 石 川 運 送



協会日誌

月日	行 事 名	場 所	月日	行 事 名	場 所
9・3	全ト協百貨店部会「正副部会長・監事合同会議」 全ト協百貨店部会「第55回総会」	全ト協 全ト協	9・28	第23回全国フォークリフト大会	埼玉県 生田神社 会
4	フォークリフト講習会(学科) グリーン経営講習会	兵ト協 大阪会館 大阪市中央区	29	交通安全祈願祭並びに交通事故犠牲者慰霊祭	
5	西宮市CNG車普及促進モデル地域協議会 表彰状等贈呈式 「天狼会」定例会 第14回特別積合せ委員会 ひょうご安全の日推進県民会議 幹線沿道地域の自営転換促進に関する 調査研究第1回委員会 兵青協 第13回チャリティゴルフコンペ 事前打合せ会議	西宮市役所 兵ト協 第一ホテル 兵庫民会館 兵庫農業会 小野市	30	交通事故死ゼロを目指す日 第2回グリーンエネルギー学校・ひょうご	大阪市・ 京都府南丹市
7	フォークリフト講習会(実技)	神戸港湾教育 訓練協会	— 10月の予定 —		
8	阪神高速道路(株)と懇談	兵ト協	10・1	無事故無違反運動(チャレンジ100) 取扱部会正副部会長・監事会議 取扱部会役員会	兵庫県下 兵ト協 兵ト協
9	運輸労連懇談会	兵ト協	3	正・副会長会議	兵ト協
10	ダンプ部会情報交換会 兵青協 第3回評議員会	兵ト協 兵ト協	7	適正化指導員永年功労者兵庫陸運部長表彰式	兵庫陸運部
11	パートナーシップ会議 適正化事業指導員・全国研修(専門研修) スタンプラリー実行委員会	神戸運輸監理部 兵庫陸運部 滋賀県大津市・びわ湖 滋賀県立県民交流センター	8	ダンプ部会総会	兵ト協
12	ディーゼル黒煙等街頭検査 全国道路利用者会議 利用運送・積合部会正副部会長、監事合同会議 平成20年度交通安全功労者等表彰式 第4回「全ト協利用運送・積合部会総会」	兵ト協 西宮殿 「主婦会館」 プラザエフ4階 湊川神社 「楠公会館」 「主婦会館」 プラザエフ地下2階	9	運行管理者一般講習	姫路 路 姫路 労働会館
13	フォークリフト講習会(実技)	神戸港湾教育 訓練協会	10	全ト協安全対策検討ワーキンググループ	全ト協
14	フォークリフト講習会(実技)	神戸港湾教育 訓練協会	10	陸災防 近畿ブロック事務局連絡会議	大阪府トラック 総合会館
16	全ト協海コン部会正副部会長会議	P・I・L センタービル	13	トラッ君スタンプラリー	姫路
18	苦情処理小委員会 三木会 全ト協ダンプカー部会	兵ト協 兵ト協	14	第2回近畿地区道路利用者会議	プリムローズ 大阪
19	第1回グリーンエネルギー学校・ひょうご 百貨店部会「全体会議」	ホテルグランヴィア 山境 兵体館	15	全国道路利用者会議第58回全国大会	秋田県、青森県 岩手県
20	西播磨貨物運送事業協同組合研修会	ホテル 日航姫路	16	全国道路利用者会議第58回全国大会	秋田県、青森県 岩手県
21	秋の全国交通安全運動 兵青協第13回チャリティゴルフ	兵庫県下 小野市グランド カントリークラブ	17	運輸安全マネジメント研修会	兵ト協
22	引越部会正副部会長監事分科会委員会合同会議 KTS正副会長会議	全ト協 ホテルグランヴィア 和歌山市区	17	全国道路利用者会議第58回全国大会 第3回グリーンエネルギー学校・ひょうご 運輸安全マネジメント研修会	秋田県、青森県 岩手県 兵庫民会館 兵ト協西播磨 研修センター
24	査察(秋の全国交通安全運動) ディーゼル黒煙等街頭検査 交通安全県民大会	神中 尼崎 西向 兵庫県公館 大盛文庫 文化ホール	23	石見サービス(株)30周年記念式典	「喜作」 (JR柏原駅前) ニューオータニ神戸 ハーバーランド 兵庫県 兵庫
25	第13回全国トラック運送事業者大会 兵庫県不正軽油対策協議会	兵庫民会館 兵庫民会館	24	第38回物流セミナー	兵庫
26	兵庫労働安全衛生大会	神戸文化ホール	24	兵庫県高圧ガス大会	兵庫
			25	第40回 全国ドライバーコンテスト	安全運転 中央研修所 宍粟市波賀町 「原りんご園」
			26	兵青協ボランティア活動「植樹会」	
			— 11月の予定 —		
			11・5	適正化事業指導員・全国研修(特別研修)	クレフィール 東 奈良 ホテル 港湾労働者 福祉センター
			6	五ブロック女性経営者交流会	兵ト協
			11	運行管理者一般講習	兵ト協
			12	ダンプ部会情報交換会	兵ト協
			13	フォークリフト講習会(学科) 全ト協総務委員会	兵ト協 第一ホテル 京 朝来市 ジュビターホール
			14	整備管理者選任後研修会 重量、鉄鋼部会「研修会」	兵ト協
			16	フォークリフト講習会(実技) 第48回正しい運転・明るい輸送運動	兵ト協
			18	第44回全国陸災防大会	東(九段会館) 京 姫路市勤労 市民会館
			19	整備管理者選任後研修会	兵庫 神戸港湾教育 訓練協会
			23	フォークリフト講習会(実技)	兵庫 神戸港湾教育 訓練協会
			24	フォークリフト講習会(実技)	兵庫 神戸港湾教育 訓練協会
			26	整備管理者選任後研修会	兵庫 兵庫 農業会館
			29	HOT21第3回定例会	城崎町